

機密性 2

最終

平成27年3月31日

【法律相談書】

原課名：管財部統括国有財産管理官（1）

軟弱地盤による各種の要請について

第1 事案の概要

学校法人に10年間の定期借地による貸付けを予定している事案（概要は、平成26年9月29日付法律相談書ほか記載のとおり）について、今般、学校法人からボーリング調査の結果、本地の軟弱地盤が判明したことによる貸付料の減額等の要請があったもの。

相手方との交渉等に関する経緯については別紙のとおり。

相手方は、軟弱地盤による貸付料の減額、及び軟弱地盤により小学校建物を建設するため地盤改良工事が必要となるとして、国による工事費の負担を要請。

これらへの対応振りについて、法律的な観点を含め相談したいもの。

第2 前提事項

国は、本地の売却を予定していたが、学校法人から8年程度借受けた後に買受けたいとの要請に応じて10年間の事業用定期借地及び売買予約による処理を行うこととした。

国は、学校法人が大阪府から小学校新設認可が得られることを前提に、学校法人と随意契約による契約を予定しており、認可見込みについては、平成27年1月の大阪府私立学校審議会での認可適当の答申を得たことにより認可見込有りと判断している（大阪府は認可手続きを校舎完成後に行う）。

学校法人は、平成26年10月に本地のうち校舎及び体育館建設予定箇所2ヶ所のボーリング調査を実施。

学校法人は、国及び大阪府へ校舎建設費用を4億円とする事業計画を提出しており、当該費用は、平成26年8月に提出された時点から現段階まで変更されておらず、国及び大阪府は、建設費用4億円の認識のもと各種の手続きを進めたもの。

国は本地を貸付けるに当たり小学校施設としての用途指定を付すが、建物の規模や構造、校舎建設場所を国から指定することはなく、これらは相手方が自由に設定できるものである。また、大阪府の小学校設置基準では、校舎の規模については基準があるが、その構造、階数についての基準はない。

学校法人は平成28年4月開校のため2月末には国と貸付契約を締結して、すみやかに工事着工したいとしていたが、貸付料の見積り合わせの結果、貸付料が合意できず、現時点で契約に至っていない。なお、学校法人が委託する設計業者によると、平成28年3月に建物を完成させるためには、本年5月には着工する必要があるとのこ

と。

国は、貸付料の算定において、10年間の事業用定期借地を行う場合の最有効使用による評価を不動産鑑定士に依頼し、鑑定士は本地の最有効使用を低層の店舗用地として評価した。今般、相手方が示したボーリング調査資料を鑑定士に提示して、貸付料への影響を確認したところ、鑑定士は「短期間の定期借地の利用においては、撤退を想定して、軽量鉄骨等のコストをかけない建物を建築するため、今回のボーリング調査結果による影響はないと考える。」との回答があったため、国は貸付料の変更は行わない予定(今後、鑑定士から意見書を徴する予定)。

第3 質問事項

(問1) 国は、本来売却予定であった土地を相手方の要請を受けて貸付けるものであるが、貸付契約を行う場合、学校法人の事業計画に基づき小学校施設としての用途指定を付して契約する。この契約は賃貸人として、小学校施設という用途で使用収益させる義務が生じるものとなるか。

(問2) 学校法人からの軟弱地盤による地盤改良費の支払要請について、国は対応しない方向で考えたいが、その適切な説明振りがあれば伺いたい。

(問3) 学校法人は、本年3月1日に国に貸付要望書を提出しているが、昨年10月にボーリング調査を実施して、その調査結果を承知の上で貸付要望書を提出していると思われるため、今になって軟弱地盤について国へ負担を求めるのは無理という説明はできないか。

(問4) 交渉の方法として、「軟弱地盤の判明により工事費が嵩み事業計画の遂行に支障があるのであれば、国において措置することも難しいため、無理に本地を借りていただかなくてもよい。」と投げかけることも考えているが、問題点等があれば伺いたい。

(問5) 現状で学校法人と契約した場合、国は地盤改良費用を支払わなければならないリスクがあり、その費用見込みもたてられない状態である。このようなリスクある状態での契約は回避したいが、今後、学校法人と交渉する上でよい方法はないか。

(問6) 現状で相手方が示した地盤調査データは本地8,770㎡のうち2ヶ所だけであり、これだけでは本地全体の軟弱地盤レベルを判断できるものではないと考えられるが、相手方との交渉に当たり、追加データの要求を行うべきか。
また、これらの調査は、国において実施すべき内容となるものか。

(問7) 学校法人が希望する平成28年4月開校のためには、早く契約して着工しなければならない状態であり、学校法人は、貸付料の交渉が長期化して工期が遅れることを「国の責任である。」と主張している。

貸付料が折り合わない以上、契約はできないため国に責任はないと考えるが、今後の交渉において注意すべき点があれば確認したい。

経緯

H25. 6. 28 学校法人理事長が近畿財務局へ来所。小学校用地として本地の取得を検討しているとのこと、当局は取得要望書の提出等、必要となる手続きについて説明。その際に、売払価格は時価額となり、見積り合わせを行って決定する旨を説明。

H25. 8. 21 学校法人理事長が大阪航空局に来局(財務局同席)し、本地については、学校経営が安定する平成35年3月頃までは貸付けを受け、その後に購入したいと要請。相談の席で、当局及び航空局は、本地は時価売払いになると説明し、仮に貸付けることができたとしても時価での貸付けとなり、相応の費用負担を要することを説明。

対応方針について、大阪航空局から「現行の国有財産制度で対応できるのであれば、貸付けを検討してもらいたい。」との意向が出され、本省理財局に相談の結果、貸付けを検討するとの指示を受ける。

H25. 9. 2 学校法人から本件の取得要望書(一定期間借受けた後に購入希望)が近畿財務局へ提出される。

(その後、学校法人の大阪府への小学校設置認可申請手続きが順調ではなく、事業の実現性が判断できない状況であったため、当局は学校法人の認可申請の進捗を待つ。)

H26. 4. 28 当局から学校法人にいつまでも待てないと説明したところ、学校法人から、①当初計画していた26年7月の大阪府私立学校審議会への諮問を本年12月に変更したいので、その前提で対応してほしいと要請され、②豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、近畿財務局から豊中市に「学校法人と本財産の契約を締結することを証する」旨の文書を提出してもらいたいとの要請を受ける。

H26. 6. 2 対応について、本省理財局と相談の結果、当局から学校法人に対し、①当局の審査を延長すること、②豊中市に対して、開発行為等に係る手続きのみを可能とする「承諾書」を当局から提出すること、③売払いを前提とした貸付けについては協力する旨を回答。

H26. 6. 30 開発行為等の手続きのみを実施可能とする「承諾書」を、豊中市へ提出。

H26. 8. 29 大阪府が学校法人の設置計画書を正式受理し、平成26年12月定例私立学校審議会での本件諮問に向けて事務を進めることと決定。なお、学校法人が大阪府に提出した資料は、当局の取得要望書の添付書類とするため、写しを提出する旨を指示。事業計画の建物建設費用は4億円で計上されている。

H26. 10. 7 当局から学校法人(代理人)に対し、収支計画の見直し等により、本地を即購入することができないか検討を依頼(延納売払い等の方法も説明)。依頼す

る際に、貸付ける場合の貸付料は不動産鑑定士の意見を踏まえて決定され、安価なものではないため、最初から買受けた方が有利ではないかと説明。

H26. 10. 15 学校法人から当局に対し、関連法人の資産売却や寄付金の増加などについて検討したもの、すぐに収支計画を改善することは不可能であるため、大阪府の審査基準(負債比率 30%未満)に抵触しないで本地を即購入することはできない旨の回答を受ける。その際に、学校法人から、住宅を建てる訳ではないから土地の価格は安くなるはずとの意見が出され、当局は、国の売却価格は土地を最も有効使用した価格を算定すると説明。

H26. 10. 21 学校法人が建築計画を進める上で必要であるとして、本地の2ヶ所(校舎・体育館建設予定箇所)のボーリング調査の実施を要請。大阪航空局は学校法人に10月31日までの11日間の一時貸付を行って要請に対応。

H26. 10. 31 大阪府が学校法人の設置認可申請書を正式受理。事業計画の建物建設費用4億円に変更はない。

H26. 11. 7 学校法人と土壌汚染対策費用の処理方法(有益費による処理)等について打合せ。その席で学校法人からボーリング調査の結果、地盤が軟弱であることが判明したとの口頭説明を受ける(資料の提示なし)。当局は、調査結果により建物建設費用が変動するか確認したところ、学校法人は、変動しないと考えているとの説明。その後、学校法人から地盤調査結果資料等の提示はない。

(大阪府の認可申請受理を受けて、当局は、平成27年3月に工事着工したいとする森友学園の要請を踏まえ、平成27年2月10日に国有財産近畿地方審議会開催を決定。)

H26. 12. 17 当局から森友学園に、契約に向けての今後のスケジュール、予定している契約書式等について説明。

H26. 12. 18 大阪府定例私立学校審議会において、建物建設費用が4億円で賄えるとする根拠が弱いなどの理由から本件小学校設置計画が継続審議とされ、大阪府は、森友学園から追加資料を求めて平成27年1月中旬に同審議会の臨時会を開催することと決定。

H27. 1. 9 不動産鑑定士からの貸付料鑑定結果が出たことから、当局が学校法人を訪問し、国の貸付料の概算額を伝える。

H27. 1. 27 大阪府私立学校審議会の臨時会において、本件小学校設置計画が以下の条件を付されて「認可適当」の答申を得る。
(条件)「小学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄附金の受入れ状況、詳細なカリキュラム及び入学志願者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を、次回以降の当審議会定例会において報告すること。」
なお、学校法人が計画する建物建設費用4億円に変更はない。

H27. 2. 9 学校法人から、貸付料について、コンビニに貸す場合の賃料と同じ考え方はおかしい、10年以内に購入する約束で契約するのだから、貸付料は売買代金に充当されるべきなどとの連絡。当局は従来通りの回答を行う。また、明日の国有財産近畿地方審議会は、貸付料を審議する場ではなく、貸付料は今後の見積り合わせにより決定することを説明。

H27. 2. 10 国有財産近畿地方審議会において、本地を学校法人に小学校敷地として売払いを前提とした10年間の事業用定期借地契約(時価貸付)を行うことについて処理適当の答申を得る。

H27. 2. 17 学校法人理事長が来局し、貸付料を下げてもらいたいとの要請があったが、当局は貸付料の減額はできない旨を回答し、併せて3月に工事着工したいとする森友学園の要請に応じて2月中に契約できる段取りをした旨を説明し、早期に見積り合わせを行いたいと要請。

H27. 3. 6 学校法人理事長から、土壤汚染対策費を言い値で支払うべきと申し出あり。当局は、何度も説明している事項として、国の基準を踏まえて合意した額しか支払えないと説明。また、学校法人理事長から、契約に疑問があるため弁護士と相談に伺うとの申し出あり。

H27. 3. 12 弁護士も同席し、学校法人と打合せ。土壤汚染対策費の言い値での支払いや貸付料の減額要請があったが、当局は従来と同じ説明を繰り返し、学校法人の要請には対応できないとした結果、交渉は物別れになる。

H27. 3. 13 学校法人と貸付料の見積り合わせを実施。貸付料の水準は1月に伝えているが、学校法人は相当に低い額での見積書提示を繰り返し、3回で終了。

H27. 3. 23 学校法人理事長と弁護士が来局し、学校経営が成り立たないとして、貸付料の減額要請。当局は、貸付料は適正に算定しており、そのような理由での修正には応じられないと説明。

H27. 3. 26 学校法人理事長と弁護士が来局し、ボーリング調査結果資料を提示(資料は前日にFAX送付)され、本地が軟弱地盤であり多額の地盤改良費用が見込まれるとして、貸付料の減額と地盤改良に要する費用の国負担を要請される。

H27. 3. 31 学校法人理事長の許可を得て設計業者に連絡し、ボーリング調査結果についてヒアリング。その際に、なぜ地盤改良費用の算出を今作業しているのか確認したところ、大阪府私学審議会の結果を確認してから作業着手するように学校法人理事長から指示を受けたため、算出が遅くなったとの説明を受ける。

出典: 国税庁広報広聴室作成資料

- 「佐川氏は安倍首相を守ることと引き換えに自分の出世を手にしたのだろう。私は少ない年金にもかかわらず、毎年正直に確定申告している。こんな理不尽なこと、絶対に許さない。」
- 「毎年、真面目に確定申告やってることが、あなた（佐川氏）のせいではかばかしくなった」
- 「国民には増税を課しておきながら、政権と取り巻きの官僚が国民をバカにした行為をしていることに、怒りを感じます」
- 「『佐川さんは紛失したの一言で、おとがめなしになってるよ』と言われる税務職員はどう切り返したらよろしいのか。教えることができないなら、今すぐ長官を辞任なさってください」
- 「税金や国会は自民党や政府の私物ではない。国民のために働く気のある人物を。政府だけを守るための役人は不要です」
- 「隠蔽を許し、安倍政権に貢献した人だけいい目を見る社会は許せません」
- 「必要書類の提出を求められたら、『速やかに破棄した』って言ってやりたい」
- 「トップがあれだけ露骨に『臭いものにふた』の姿勢だと、協力する気が失せる」
- 「そんな人が国税庁長官というのはおかしい。確定申告のときは、ひとこと言ってやりたいよ」
- 「国有地って国民の財産だろ。八億円もまけてやって役人として後ろめたくないのか。本当は税金なんて一銭も納めたくない気分だけど、国民の務めは果たす。役人もちゃんとしてほしい」
- 「佐川さんが辞めようが何も変わらない」
- 「書類を捨てたりデータを消したりすれば、税務署は『隠蔽した』とみてるだろうし、余計なことを言えば余計に取られるかもしれない。庶民レベルでは許されないことが、権力側だと許されてしまう」

東京新聞、朝日新聞より

〔 国税庁の税務相談担当の職員が電話で受けた佐川国税庁長官に関するご意見については、概ね上記の内容のようなものがあつた。 〕

平成30年2月13日(火) 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

1日の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）

①. 全体

合計	2時間以下	2時間超3時間以下	3時間超4時間以下	4時間超5時間以下	5時間超6時間以下	6時間超7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超	平均（時間：分）
9,449	6,762	1,214	729	348	141	65	96	34	22	8	7	7	2	5	9	1:37
【事業規模】																
1～30人	4,224	436	271	133	43	32	52	17	11	4	1	3	2	-	3	1:13
1～9人	2,844	221	148	80	25	15	38	14	8	2	1	3	1	-	-	1:04
10～30人	1,380	215	123	53	18	17	14	3	3	2	-	-	1	-	3	1:31
31～100人	1,135	291	154	70	33	15	19	9	5	1	2	-	-	3	2	1:55
101～300人	900	260	176	74	30	13	20	4	4	1	2	4	-	1	4	2:11
301人以上	503	227	128	71	35	5	5	4	2	2	2	-	1	1	-	2:23
【業種】																
01製造業	908	203	117	58	20	9	21	5	3	4	-	-	-	-	1	1:47
02鉱業	121	11	8	4	1	1	5	4	-	-	-	-	-	-	-	1:30
03建設業	136	21	16	7	3	1	2	-	-	1	1	1	1	1	-	1:54
04運輸交通業	637	126	110	51	24	19	20	12	4	1	3	4	-	2	4	2:07
05貨物取扱業	172	39	24	14	9	4	5	-	2	-	-	-	-	-	-	2:03
08商業	1,104	205	112	42	15	6	9	3	3	-	1	-	-	-	-	1:26
09金融・広告業	331	97	30	11	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1:46
10映画・演劇業	217	38	34	26	13	5	5	3	3	2	1	-	-	2	2	2:15
11通信業	267	83	46	23	7	5	4	4	1	-	-	-	-	-	-	2:10
12教育・研究業	274	47	49	19	6	3	2	-	2	-	-	-	1	-	-	1:43
13保健衛生業	1,023	108	44	26	7	3	4	-	-	-	-	1	-	-	-	1:07
14接客娯楽業	956	122	72	32	14	4	8	1	2	-	-	1	-	-	-	1:12
15清掃・と畜業	345	41	13	11	7	3	6	1	1	-	-	-	-	-	-	1:15
その他の事業	271	73	54	24	7	2	5	1	1	-	1	-	-	-	1	1:58
【企業規模分類】																
大企業	2,264	731	409	180	76	32	40	15	5	3	4	5	1	3	8	2:07
中小企業	4,498	483	320	168	65	33	56	19	17	5	3	2	1	2	1	1:18

出典：平成25年度労働時間等総合実態調査結果

表24 1週の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）

(%)

	15時間以下										15時間超					平均（時 間：分）
	2時間以下	2時間超4時間以下	4時間超6時間30分以下	6時間30分超8時間以下	8時間超10時間以下	10時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超16時間以下	16時間超18時間以下	18時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超	
計	97.9	63.8	11.2	10.2	5.0	3.7	1.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.6	0.3	0.2	0.3	2:47
【事業規模別】																
1～30人	97.9	65.7	10.8	9.8	4.7	3.3	1.7	0.8	0.7	0.5	0.5	0.6	0.3	0.2	0.3	2:38
1～9人	98.2	69.0	9.9	8.8	4.2	3.1	1.2	0.9	0.7	0.5	0.6	0.3	0.2	0.2	0.3	2:23
10～30人	96.7	50.2	14.9	14.5	6.7	4.5	3.9	0.4	0.8	0.7	0.1	1.8	0.6	0.0	0.0	3:46
31～100人	96.9	39.9	15.9	16.0	8.7	8.6	4.2	1.1	1.2	1.3	0.6	0.7	0.8	0.0	0.2	4:40
101～300人	96.5	27.7	21.0	19.8	10.6	8.8	4.5	1.5	1.1	1.6	0.3	1.4	0.6	0.7	0.4	5:18
301人以上	96.5	19.9	17.0	22.8	13.8	9.1	8.7	1.9	1.5	1.8	0.3	0.7	1.2	0.1	0.1	6:11
【業種】																
01製造業	98.3	59.2	10.8	11.2	7.0	4.7	2.4	1.4	1.2	0.3	0.0	0.8	0.2	0.5	0.0	3:06
02鉱業	97.2	62.9	8.5	6.6	8.6	4.0	2.3	1.5	1.2	1.5	1.2	1.6	-	-	-	3:08
03建設業	97.8	56.8	13.7	10.9	5.8	4.3	0.9	1.7	1.6	2.1	-	0.4	0.6	0.1	1.2	3:27
04運輸交通業	93.4	49.1	10.1	7.6	8.1	7.2	5.1	2.5	2.2	1.4	1.1	2.5	1.1	0.8	1.1	5:00
05貨物取扱業	92.6	41.1	12.2	14.7	6.3	7.7	4.7	1.5	3.3	0.9	1.8	3.2	1.7	0.0	0.7	5:14
08商業	97.5	63.5	12.0	10.4	4.9	2.4	2.2	0.8	1.0	0.4	0.5	0.6	0.4	0.3	0.1	2:50
09金融・広告業	99.5	42.0	19.6	18.4	8.0	6.7	2.2	0.4	0.3	1.8	0.2	0.0	0.2	0.1	-	3:43
10映画・演劇業	95.7	59.6	10.6	9.4	5.6	4.7	2.8	0.9	0.6	1.5	0.2	1.1	0.7	1.3	0.9	3:28
11通信業	96.9	42.9	21.8	16.5	5.8	4.5	2.7	1.2	0.9	0.5	1.0	0.3	1.1	0.5	0.1	4:00
12教育・研究業	95.7	56.1	11.2	8.7	6.5	6.7	2.6	1.6	0.4	1.8	0.3	1.2	1.0	0.3	1.5	4:02
13保健衛生業	100.0	76.7	11.3	7.8	2.1	0.9	0.8	0.1	0.2	0.1	-	0.0	-	0.0	-	1:30
14接客娯楽業	97.5	78.1	6.3	6.3	3.1	2.9	0.5	0.1	0.0	0.0	1.5	0.5	0.3	0.2	0.0	1:42
15清掃・と畜業	98.1	65.6	11.6	9.3	6.0	3.3	1.4	0.1	0.8	-	0.2	1.0	0.0	0.5	-	2:30
その他の事業	98.5	57.8	9.9	13.0	5.0	7.5	2.8	0.9	0.4	1.2	0.5	0.7	0.0	0.3	-	3:13
【企業規模分類】																
大企業	96.3	42.2	16.1	18.0	7.4	5.7	3.9	1.2	0.5	1.2	1.2	1.0	0.9	0.4	0.2	4:17
中小企業	98.4	70.6	9.6	7.8	4.2	3.0	1.2	0.7	0.8	0.4	0.3	0.5	-0.2	0.2	0.4	2:18

表26 1箇月の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）

	45時間以下										45時間超					平均(時間:分)
	10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間以下	45時間超50時間以下	50時間超60時間以下	60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超100時間以下	100時間超		
計	98.3	72.6	7.0	6.3	4.3	3.0	1.7	1.8	1.7	0.4	0.6	0.2	0.3	0.1	0.1	8:05
【事業場規模】																
1～30人	98.4	74.2	6.5	5.9	3.9	2.8	1.5	1.8	1.7	0.4	0.6	0.2	0.3	0.1	0.1	7:41
1～9人	98.5	77.0	6.0	5.1	3.4	2.4	1.3	1.7	1.6	0.3	0.5	0.2	0.3	0.1	0.0	6:57
10～30人	97.7	60.9	9.1	9.8	6.3	5.1	2.4	2.2	1.9	0.7	1.0	0.3	0.1	0.0	0.3	11:11
31～100人	97.1	53.2	12.2	10.4	8.4	5.1	3.5	2.6	1.6	0.9	0.9	0.5	0.2	0.3	0.1	12:59
101～300人	97.4	44.9	14.2	12.5	10.8	6.5	3.4	2.9	2.2	0.9	0.8	0.6	0.2	0.1	0.0	14:45
301人以上	98.1	34.3	13.4	18.1	11.1	10.6	3.6	4.5	2.5	0.8	0.6	0.4	0.0	-	-	16:56
【業種】																
01製造業	98.3	67.3	7.7	7.3	6.0	2.6	2.9	2.1	2.3	0.9	0.4	0.1	0.3	0.1	-	9:07
02鉱業	95.2	69.2	5.4	6.5	5.9	2.6	2.7	2.4	0.5	1.2	1.5	2.1	-	-	-	9:31
03建設業	98.7	67.1	6.7	7.4	6.6	3.7	4.6	0.4	2.2	-	-	0.7	-	0.6	0.0	9:35
04運輸交通業	93.3	56.1	7.8	6.6	5.5	7.6	5.0	3.0	1.7	2.7	1.7	0.8	0.5	0.6	0.4	14:18
05貨物取扱業	92.9	52.0	8.8	10.4	5.8	4.5	1.5	5.5	4.4	2.1	2.6	1.8	-	0.7	-	15:27
08商業	98.2	71.9	7.3	5.5	4.2	3.7	1.4	1.5	2.7	0.3	0.5	0.4	0.5	0.1	-	8:33
09金融・広告業	99.2	55.6	14.3	12.7	7.4	4.8	1.2	2.1	1.2	0.1	0.0	-	-	-	0.7	11:06
10映画・演劇業	96.7	56.4	8.0	7.2	5.9	3.4	2.3	2.0	1.4	0.7	1.8	0.6	0.1	0.0	-	9:18
11通信業	97.7	55.2	10.3	8.8	6.2	2.6	1.1	2.7	0.7	0.7	1.3	0.3	-	-	-	10:16
12教育・研究業	96.7	60.8	9.3	10.1	5.2	3.3	2.5	4.6	0.9	0.6	1.4	0.3	1.0	-	-	10:59
13保健衛生業	100.0	86.1	7.1	2.9	2.4	0.6	0.4	0.4	0.1	0.0	0.0	-	-	-	-	4:04
14接客娯楽業	98.1	84.6	5.6	3.1	1.8	1.5	0.4	0.7	0.5	0.3	1.1	0.1	0.1	0.0	0.3	4:46
15清掃・と畜業	98.5	78.0	6.9	5.4	4.9	0.2	2.3	0.8	0.0	0.6	0.9	0.0	-	-	-	6:15
その他の事業	98.3	69.5	2.8	10.6	4.2	3.7	1.9	5.0	0.6	0.3	0.9	0.3	0.2	0.1	-	9:22
【企業規模分類】																
大企業	98.6	55.3	11.3	10.5	8.5	5.4	2.4	2.7	2.6	0.4	0.5	0.3	0.0	0.2	0.0	12:03
中小企業	98.2	78.2	5.6	4.9	2.9	2.3	1.4	1.6	1.4	0.4	0.6	0.2	0.4	0.1	0.1	6:48

国会 本格論戦スタート

野党「長時間労働を助長」
首相「適正な運用へ指導」

[illegible]

佐川国税庁長官は就任祝賀会
をするべきではないか

佐川・長妻昭氏

国税庁の所管の行政以外に關心が果たつていたら善ししない。大家のたてこもりで困っている人たちを助けてもらいたい。

昭和44年11月25日 佐川

[illegible][illegible]

應談の校長は殿上ノ下座
 小倉は膝正座をなさるゝ
 といふたふなり。監役は
 東條校長に廻つしや。該
 校長は四一〇〇圓程米穀
 及び蔬菜を贈るゝといひ
 區廳は二ト「頭取様は
 一トの區廳米穀贈りト
 贈りト云ふことないん
 だ」云々贈りト云へ
 然則片々校長は召出せ
 奉り監役、檢査の二々
 監役を監視せり。是等は區
 田上にて米穀贈り片々監
 視に依りわづらふなり。
 一衆監片々校長の監視を
 正座に――監役、校長一政
 担

政府・自民党は「緩み」を排せ

家語と真意を説く、2
 〇うや半監理官と真意に關する書
 本は眞意が述べた。
 一監理官と半監理官の監理時代に對しては
 政府が責任を負ふべきであるが、國庫財政
 難といふは、監理官機關の拡大を
 非難する。「監理官の巨匠を責め非
 せよ」。海峽が抱へたのが正しい
 見方である」に對して答へた。
 半監理官は「監理官機關の擴大
 人は、監理官機關より活動時期が
 短かい監理官が主で、多様な創意
 力があるといふ」に答へた。
 あらうか来るといふ時節を動
 いたるときは監理官機關は、専門

國とを面識した通牒を以て。今其
 轉達を汝等にはたせられ、懸念
 と懸念するもの、原野間に捕獲を
 出さる。職司は少なからず。
 又いつくの取れた働きを汝等く
 國を國體を察した。
 「蘇之國」くの國を執持部司
 職、最善氏は、國司の佐川
 尊政の降生を要求した。
 佐川氏は財務省理財局長兼
 國司執持の「通牒」に答へ、
 前國の通牒を答へた。だが
 が、今計帳院が所司職に職務を
 任し、交際を責むる財務省の
 近々會の存在を推測した。
 佐川氏は「通牒」に答へ、
 降生を否定した。真相は「今更
 いふらと説明したわけではない
 い」に知れぬ。
 立憲院は佐川氏の國司執持を要

家つていへ。佐川氏の田舎を養育
 主上を養ひ、殿師が是に範として
 世に語りつゝあるのを、
 是迄忠告は、茲まで既に殿師副
 大臣の若生といふ、言ひの若衆
 貴士を認め、殿師だ。茲そ氏は
 殿師を信託し、井田での米蔵を大
 殿師を以てし「何人死ななかつ
 いふやうな家だつて、
 殿師殿師を無視した事大なる害
 である。貴氏が茲そ氏を尊上と上
 知つたのは至極だ、
 貴氏は「井田」の境で貴師殿師を
 だいたひ、その御殿師殿師の派を引

初めに「故に能く」と讀んだ。
 師匠・血眼は「は、世々の衆生無
 大徳にして國の事を憂はざるや」と
 叫ぶので、うしろを振り向いた。道徳の
 國は「罪なき世である」。

血眼が、衆生に眞實の國語を
 傳へようといふ「國語復興」論は
 否かといふ「不」を信じた。世
 々の衆生困窮は止まず、國語の
 復興は非不可能だ。

師匠は「ニサヤンなる異文」に
 面を、國語の復興の道に立つた衆
 生に、國語の復興の希望を託すに
 したと大層に喜ぶ。

専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布

10時間以下計:68.1%

10時間以下計:68.3%

12時間超計:45.2%

12時間超計:8.8%

単位: %

	合計	平均 (時間分)	7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超16時間以下	16時間超17時間以下	17時間超18時間以下	18時間超
専門業務型 裁量労働制															
最長の者	100.0	12:38	7.3	3.5	3.2	8.3	8.9	15.5	12.3	12.0	6.7	5.4	5.8	2.7	8.5
平均的な者	100.0	9:20	9.9	13.6	21.7	23.1	12.6	8.4	4.6	2.7	1.7	0.8	0.3	-	0.5
企画業務型 裁量労働制															
最長の者	100.0	11:42	7.6	2.4	4.3	10.7	13.0	16.8	16.4	11.7	7.2	2.2	2.8	1.8	3.1
平均的な者	100.0	9:16	8.3	10.8	23.8	25.2	13.8	9.1	5.4	2.0	0.7	-	0.5	0.1	0.1
一般労働者															
最長の者	100.0	11:11		40.2			15.2	15.5	11.0	6.5	3.7	3.5	1.4	0.9	2.0
平均的な者	100.0	9:37		71.6			12.8	7.7	3.7	1.5	0.7	1.0	0.4	0.2	0.4

12時間超計:29.0%

12時間超計:7.9%

(注1) 表は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示したものの。

(注2) 最長の者: 調査対象期間における労働時間が最長の者のこと

平均的な者: 調査対象期間における労働時間が平均的な者のこと

(注3) 一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない。

平成 30 年 2 月 9 日
労働基準局監督課

本日のお問い合わせについて

平成 28 年に労働基準法第 37 条違反で送検した 37 件について、現在までに、罰金刑を受けた件数は、8 件となっている。

労働基準法第37条違反に係る送検状況

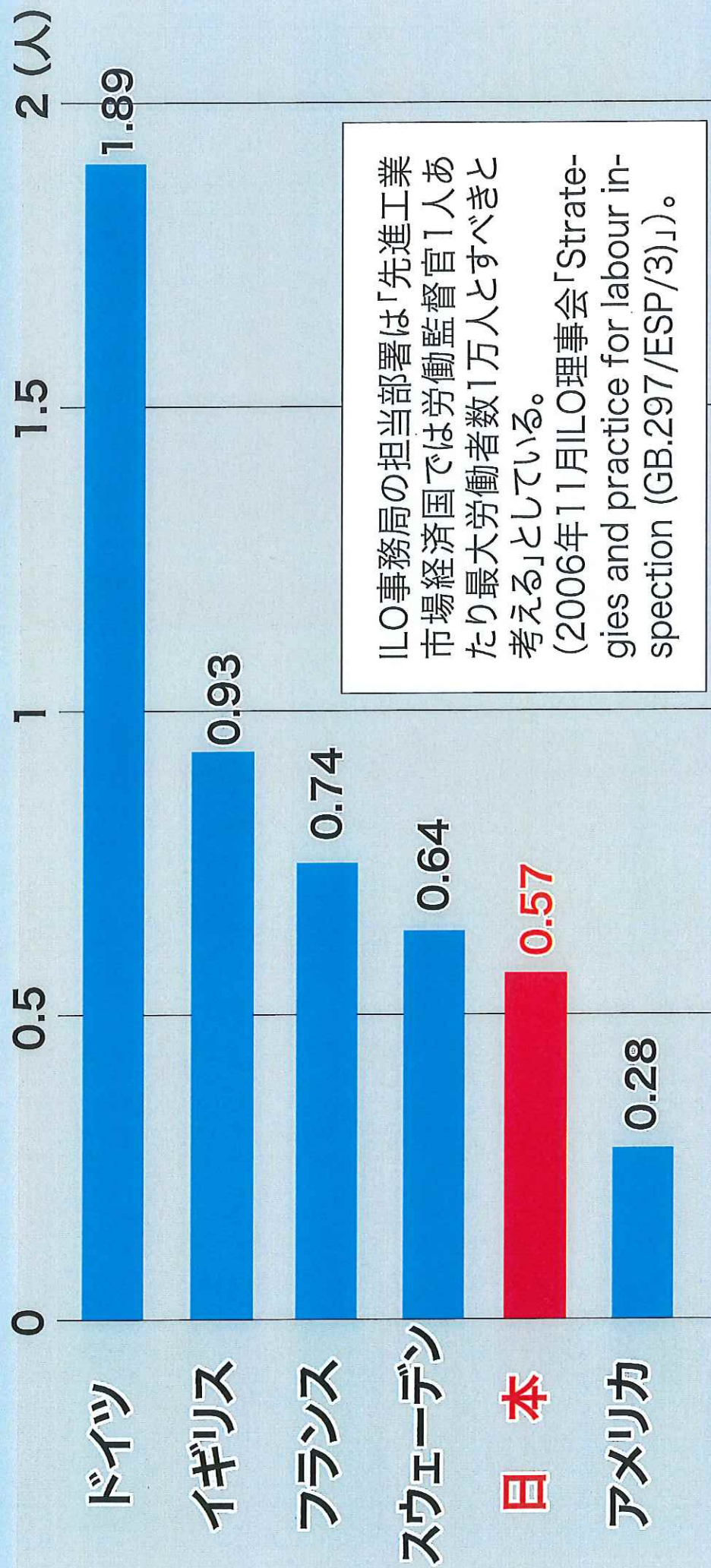
年	労働基準法第37条 (割増賃金)
平成24年	39
平成25年	44
平成26年	33
平成27年	34
平成28年	37

三法

三三三

送検

諸外国の雇用者1万人あたりの監督官の数



(出典)

(注1) 日本の雇用者1万人あたりの監督官の数については、2017年度の労働基準監督官の定員及び平成21年経済センサス—基礎調査(総務省統計局)より算出したものである。

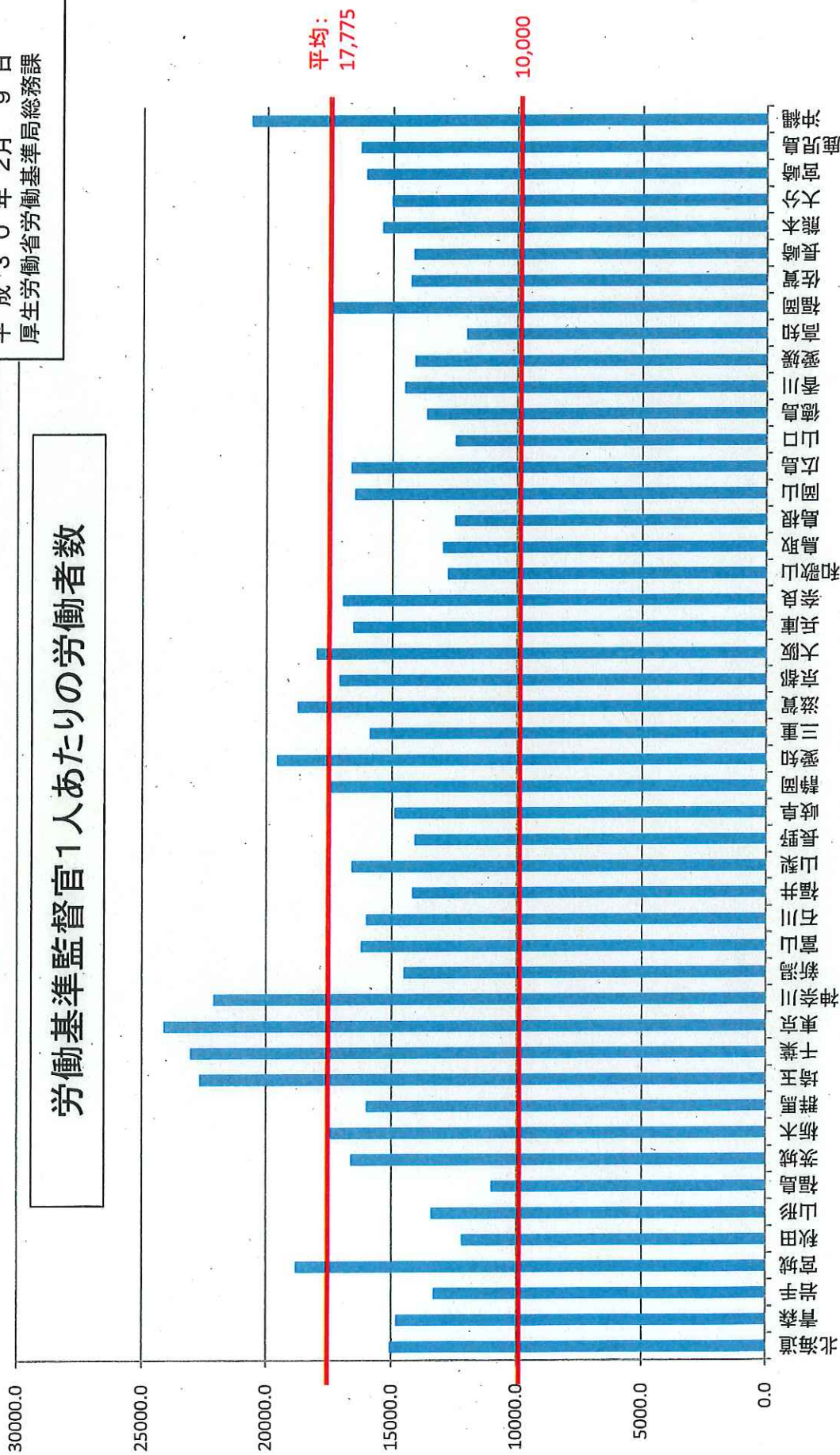
(注2) 諸外国の雇用者数は、ILO LABORSTA(2009年11月現在)による。

出典資料をもとに長妻昭事務所で作成

平成30年2月13日(火) 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

平成30年2月9日
厚生労働省労働基準局総務課

労働基準監督官1人あたりの労働者数



出典:労働者数は、総務省統計局「経済センサス基礎調査」(平成26年)の調査票情報を独自集計したもの。
労働基準監督官数は、厚生労働省労働基準局調べ(平成29年度)

母子世帯と生活保護母子世帯の比較

	母子世帯	生活保護母子世帯
DV被害経験あり	23.7% (※) (H26)	68.1% (H21)
6歳以上の子供の健康状態について「よい」「まあよい」	58.7% (H19)	43.3% (H21)
通院中の母親	28.4% (H19)	63.6% (H21)

※20歳以上の結婚したことのある女性。

※母子世帯から生活保護母子世帯は除かれている。

(出典) 厚生労働省資料

H26 対応状況

過去3回の就学援助実施状況調査（H26～H28）において

生活保護基準の見直しに対応していないと回答した自治体への聞き取り調査状況

※文部科学省より電話にて自治体実務対応者に聴取したもの

※平成30年1月25日現在

①27年度以降、旧生活保護基準（H25以前基準）を用いて影響がないように対応している市町村

都道府県	市町村	状況確認
北海道	伊達市	H28より対応済。（H25以前基準）
大阪府	高槻市	H27より対応済。（H25以前基準）
大阪府	泉南市	H27より対応済。（H25以前基準）
大阪府	寝屋川市	H28より対応済。（H25以前基準）
兵庫県	小野市	H29より対応済。（H25以前基準）
福岡県	川崎町	H27より対応済。（新基準で漏れた者を旧基準（H25以前）で再判定）
福岡県	添田町	H27より対応済。（新基準で漏れた者を旧基準（H25以前）で再判定）
佐賀県	上峰町	H27より対応済。（新基準で漏れた者を旧基準（H25以前）で再判定）
長崎県	佐世保市	H27より対応済。（新基準で漏れた者を旧基準（H25以前）で再判定）
大分県	杵築市	H28より対応済。（H25以前基準）

②旧生活保護基準（H25以前基準）以外の生活保護基準（引き下げ途中段階の基準）を用いて影響がないように対応している自治体

都道府県	市町村	状況確認
神奈川県	横浜市	H27より対応済。（引き下げ途中段階の基準）
神奈川県	大和市	H26途中で対応済。（引き下げ途中段階の基準）
兵庫県	高砂市	H27より対応済。（引き下げ途中段階の基準）
兵庫県	姫路市	H28より対応済。（引き下げ途中段階の基準）※H26は激変緩和で対応済。
福岡県	糸田町	H27より対応済。（引き下げ途中段階の基準）

③生活保護基準に掛ける係数を緩和し、影響がないように対応している市町村

都道府県	市町村	状況確認	市町村の見解
北海道	室蘭市	H28より対応済。(生活保護基準に掛ける係数を1.2倍から1.3倍に緩和)	H26,27は影響の可能性あり。H28以降は断定はできないが、影響がないと考えている。
福島県	矢吹町	H27より対応済。(生活保護基準に掛ける係数を1.2倍から1.3倍に緩和)	H26は影響の可能性あり。H27以降は断定はできないが、影響がないと考えている。
福岡県	赤村	H28より対応済。(生活保護基準に掛ける係数を1.2倍から1.3倍に緩和)	H26,27は影響の可能性あり。H28以降は断定はできないが、影響がないと考えている。
福岡県	小郡市	H26より対応済。(生活保護基準に掛ける係数を1.2倍から1.3倍に緩和)	断定はできないが、影響がないと考えている。
福岡県	大任町	H28より対応済。(生活保護基準に掛ける係数を1.1倍から1.3倍に緩和)	H26,27は影響の可能性あり。H28以降は断定はできないが、影響がないと考えている。
熊本県	錦町	H25に級地設定を変更したのち、生活保護基準に掛ける係数を1.0倍から1.3倍に緩和	断定はできないが、影響がないと考えている。

④その他の認定基準を用いて影響がないように対応している市町村

都道府県	市町村	状況確認	市町村の見解
神奈川県	相模原市	H26途中で対応済。(他の認定基準を用いて認定)	影響がないと考えているが、認定基準が個々に異なるため、断定できない。
神奈川県	小田原市	H26途中で対応済。(他の認定基準を用いて認定)	影響がないと考えているが、認定基準が個々に異なるため、断定できない。
滋賀県	豊郷町	H26途中で対応済。(多くの認定基準を設けるなど)	影響がないと考えているが、認定基準が個々に異なるため、影響の可能性がないとは断定できない。
大阪府	大阪市	H26より多くの認定基準を設けて認定し、なるべく見直しの影響が出ないように総合的に判断。	影響がないと考えているが、認定基準が個々に異なるため、断定できない。
兵庫県	太子町	H26より対応済。認定基準(新基準)を上回る所得があったとしても個別に検討し、認定。	個別に検討しているが、詳細が不明のため、影響の可能性については断定できない。
長崎県	平戸市	H29より対応済。(認定要件を増やして認定、個別対応など)	H26,27,28は影響の可能性あり。H29以降も個別対応のため影響がないとは断定できない。
長崎県	松浦市	H27より対応済。(認定要件を増やして認定)	H26は影響の可能性あり。増やした認定要件が認定にどのような影響を与えているか不明のため、断定できない。

⑤生活保護基準の見直しに対応していないと回答した市町村

都道府県	市町村	状況確認	備考
北海道	函館市	未対応	影響があった人数は不明。
神奈川県	川崎市	未対応	影響があった人数は不明。
山口県	下関市	未対応	影響があった人数は不明。
福岡県	福岡市	未対応	影響があった人数は不明。
福岡県	飯塚市	未対応	H26影響があった方は2〜3名。H27以降は対象者がいない。
福岡県	田川市	未対応	影響があった人数は不明。
福岡県	岡垣町	未対応	影響があった人数は不明。
福岡県	みやこ町	未対応(生活保護基準に掛ける係数が1.5倍で周辺自治体に比べて高く、従来より対象者を広げている。)	影響があった人数は不明。
沖縄県	与那原町	未対応	影響があった人数は不明。
沖縄県	豊見城市	未対応	影響があった人数は不明。

※H26年度当初の調査では対応していないと回答したが、H26年度途中から、旧生活保護基準(H25以前基準)で対応する自治体は除外している。ただし、中野区はH26年度から行ってきた、新基準で漏れた者を旧基準(H25以前基準)で再判定することを、H29より廃止したとのこと。

※「これまで影響があった者はいない」と回答した自治体は、除外している。

H26 89自治体

⑤ ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

38自治体

カジノが成長戦略の目玉?

●安倍総理発言

「日本の成長戦略の目玉になる」

(平成26年5月シンガポールにてカジノを視察して)

●政府文書 成長戦略の加速等

「クリーンで魅力ある日本型IRの整備促進」

(平成29年6月閣議決定)